



都市地下空間活用研究会

Urban Underground Space Center of Japan

USJ NEWS LETTER

令和3(2021)年6月 No.3

地下利用関連の令和3年度国土交通省予算概要①

今回と次回のニュースレターでは政府の平成30年度予算から特に地下利用に関連がありそうな施策や事業をピックアップしました。今回はまず国土交通省都市局の各関係予算をご紹介します。詳しくは記載のウェブサイトで該当のページをご参照ください。

◆都市局 <https://www.mlit.go.jp/page/content/001382989.pdf>

■官民連携によるウォークブル空間の形成(p24)

まちなかウォークブル推進事業 補助 2.0 億円(1.33 倍)

都市・地域交通戦略推進事業 補助 9.0 億円(1.30 倍)

まちなかウォークブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業 社総交 6,311 億円の内数

官民連携まちなか再生推進事業 補助 5.1 億円(1.02 倍)

まちなか公共空間等活用支援事業 補助 0.6 億円(1.07 倍)

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として顕在化した、「まちの過密」を避ける観点から、官民連携による良質なオープンスペースやゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進します。

事業内容	
○ 官民連携による取組を推進し、ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成	
まちなかウォークブル推進事業 ・水辺周辺のプロムナードや水上デッキの整備について支援を明確化	官民連携まちなか再生推進事業 ・エリアプラットフォーム構築、未来ビジョン等策定支援期間の延長（最大2年間→最大3年間）
都市・地域交通戦略推進事業 ・シェアサイクル設備を支援対象に追加 ・軌道緑化の整備について支援を明確化 ・まちなかウォークブル区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設の整備について国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）	まちなか公共空間等活用支援事業 ・ベンチの設置等(カフェ等も併せて整備)を行う都市再生推進法人への低利貸付による支援を推進
 路面電車の停留所、軌道緑化等	 ゆとりある歩行空間
 水上デッキ等	 オープンスペースの活用
 シェアサイクル設備	 まちなかウォークブル区域
 荷捌き駐車場	

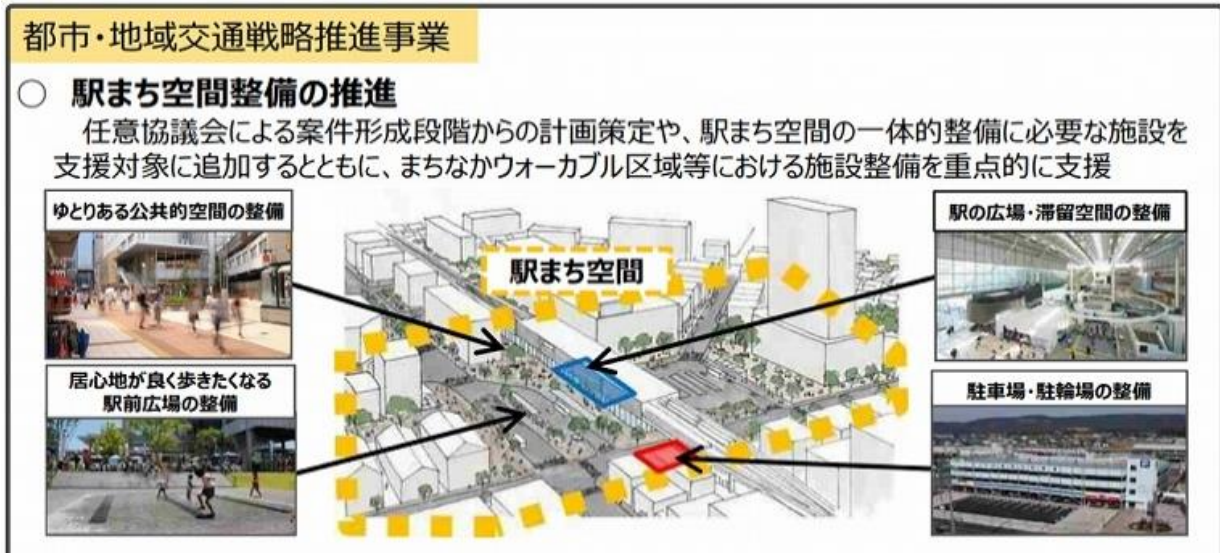
<「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成>

■ゆとりある駅まち空間の再構築(p25)

都市・地域交通戦略推進事業 補助 9.0 億円(1.30 倍)
社総交 6,311 億円の内数

※令和2年度第3次補正予算 都市・地域交通戦略推進事業 社総交 1,157 億円の内数

まちの中心となる駅・駅前広場と周辺街区（駅まち空間）において、地方公共団体、民間開発事業者、鉄道事業者の連携による、利便性・快適性・安全性の高いゆとりのある一体的な空間への再構築を行うための整備等に対する支援を実施します。



<ゆとりある駅まち空間の再構築>

■まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進(p32)

まちづくりのデジタルトランスフォーメーション推進調査 調査 0.6 億円(2.40 倍)

スマートシティの社会実装を全国で推進するとともに、地方公共団体等が保有する都市空間情報の高度化を図ることにより、関連する多種多様なデータとの連携・活用が可能な 3D 都市モデルの構築を推進します。これにより、密の回避など「新たな日常」の実現に向けた都市の課題解決に関する取組を推進します。



<まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進>

■経済成長を牽引する都市の基盤整備の推進(p33)

国際競争拠点都市整備事業 補助 128.2 億円(1.01 倍)

※令和2年度第3次補正予算 国際競争拠点都市整備事業 補助 3.0 億円

都市の中核拠点において、民間投資の誘発や国際的な人材の誘致を図り、都市の国際競争力を強化するため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としてニーズが高まっているゆとりある空間の確保など、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業の都市基盤整備を重点的かつ集中的に推進します。

国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）	
支援内容 ① 道路の新設又は改築 ② 鉄道施設の建設又は改良 ③ バスターミナルの整備 ④ 鉄道駅周辺施設の整備 ⑤ 市街地再開発事業 ⑥ 土地区画整理事業 ⑦ BRTの整備 ⑧ ①～⑦と一体的に整備する 情報化基盤施設の整備	対象地域 特定都市再生緊急整備地域
	対象者 地方公共団体、都市再生機構、 法律に基づく協議会
	補助率 ○市街地再開発事業 1 / 3 ○市街地再開発事業以外 1 / 2

<経済成長を牽引する都市の基盤整備の推進>

■地下街防災推進事業制度の拡充概要

令和3年3月5日に開催された「地下街防災推進事業の推進に向けた全国会議」で国土交通省都市局 街路交通施設課から、地下街防災推進事業の制度拡充（換気設備改修）について説明がありました。

地下街においては、発災時における利用者等の避難や、発災後における帰宅困難者等の一時的な滞在によって密集・密接・密閉空間となることが想定されます。

そこで、新型コロナウイルス感染拡大の状況下における避難や一時滞在を想定し、3密空間を避け、安全・安心な避難及び帰宅困難者受入施設として、適切な機能を確認するための事前対策を推進することが必要です。

今般、利用者等の避難時の密集状態における感染リスクを下げるための換気設備及び開口部の改修を支援対象に追加することになりました。拡充内容のイメージ図は下記のとおりです。

